三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
右の沢川及び車止内2号沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十二号を昭和五十五年建設省告示第八百八十六号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道網走市桂町
一六四番四　一号から三号まで、八号から十号まで、十三号から十六号まで及び十八号から二十四号まで
一五八番四七　四号、五号及び七号
一五八番一　六号
一六四番二　二十五号及び二十六号
一六四番四四　二十七号
北海道網走市桂町五丁目
一六四番九五　十一号及び十二号
一六四番七四　十七号
北海道網走市潮見一丁目
三五五番一　二十八号から三十号まで
三五五番一七　三十一号
三五五番四　三十二号から三十四号まで、三十七号及び三十八号
三六二番一一二　三十五号
三六二番一一三　三十六号
三五五番五　三十九号
三五五番一五　四十号
北海道網走市錦町
一八一番二三　四十一号及び四十二号

○国土交通省告示第千百六十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十五年十二月二日
国土交通大臣　太田　昭宏
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
初沢地区第一沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十五号までを順次結んだ線（標柱十七号と十八号については、平成二十一年国土交通省告示第二百四十一号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と三十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
東京都八王子市初沢町
一四二九番四二五　一号から三号まで及び三十二号から三十五号まで
一三九七番二　四号から六号まで
一四二九番四一八　七号及び三十一号
一四三三番九　八号、九号、二十八号及び二十九号
一四二九番一四　十号から十七号まで
一四二九番一九　十八号
一四二九番二〇　十九号から二十五号まで
一四二九番二一　二十六号及び二十七号
一四二九番三六四　三十号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
三頭沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
東京都西多摩郡檜原村
字数馬　七〇八九番一　一号から三号まで
七〇九〇番三　四号、五号及び八号から十号まで
七〇八六番一地先河川敷　六号、七号、十九号から二十六号まで、三十八号及び三十九号
七〇九一番二　十一号から十三号まで
七〇九一番三　十四号から十八号まで
七〇八五番八　二十号
七〇八六番一　二十八号から三十七号まで
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
長沢支川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十一号を昭和六十三年建設省告示第七百九十九号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
東京都大島町元町
字馬鞍　三五八番一　一号から四号まで及び二十四号から三十一号まで
三五八番一地先道路敷　五号
三六二番　六号
三六二番地先河川敷　七号
三三四番二　八号
三三四番三　九号
三三四番一　十号から十三号まで
字大清水　一〇八一番　十四号
四八番　十五号及び十六号
四八九番地先河川敷　十七号及び十八号
五〇三番　十九号及び二十号
五〇二番　二十一号及び二十二号
一〇八五番　二十三号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
田ヶ沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十一号を昭和五十九年建設省告示第八十二号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
東京都三宅島三宅村坪田
五一二〇番　一号
五一二〇番地先道路敷　二号、三号、二十五号及び二十六号
五二六三番三　四号
五二六三番一　五号及び六号
五二六三番二　七号から十二号まで
五二六三番二地先水路敷　十三号及び十四号
五二六五番一　十五号から十八号まで
五二六五番一地先水路敷　十九号及び二十号
五二六五番二　二十一号
五二七一番　二十二号から二十四号まで
五一〇〇番二　二十七号から二十九号まで
五一〇〇番一　三十号及び三十一号
五一〇四番　三十二号から三十六号まで
五一〇三番一　三十七号から四十一号まで

○防衛省告示第二百十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十五年十二月二日
防衛大臣　小野寺五典
日時　平成二十五年十二月九日（予備、同月十日）並びに同月十一日及び同月十二日（予備、同月十三日及び同月十四日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三二度三七分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三二度一八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
実施艦等　自衛艦九隻、航空機二機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。
平成二十五年十二月二日
防衛大臣　小野寺五典